

第八七回

参第三号

利息制限法の一部を改正する法律（案）

利息制限法（昭和二十九年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項を削る。

第二条中「前条第一項」を「前条」に、「こえる」を「超える」に改める。

第四条第一項中「第一条第一項」を「第一条」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

附 則

- 1 この法律は、昭和五十四年四月一日から施行する。
- 2 この法律の施行前になされた契約については、なお従前の例による。

理 由

金銭消費貸借における債務者の保護を図るため、利息の最高限を超えて任意に利息を支払つたときは、その超過部分の返還を請求することができるとしている等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。